

情報公開審査会の答申概要（答申第 25 号）

- 1 公開請求文書 私に対する警察が行っている盗聴、尾行等について、その有無及び理由、内容、記録、指示書等のすべて
- 2 担当課（所） 警察本部警務部広報相談課
- 3 不服申立て等の経緯
- (1) H14.12.16 公開請求 (4) H15.2.3 諮問
 (2) H14.12.26 存否応答拒否決定 (5) H16.7. 答申
 (3) H15. 1.17 審査請求
- 4 諮問に係る審査会の判断結果
 公開請求文書について、存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第 10 条 （公文書の 存否に関する 情報）</p>	<p>本件請求文書について、仮に、不存在と答えると、警察による特定の個人に対する盗聴、尾行がなされなかったこととなり、逆に、本件請求文書が存在することを前提として公開、非公開を答えると、警察による特定の個人に対する盗聴、尾行がなされたこととなるものである。</p> <p>よって、本件請求文書が存在するか否かを答えることは、条例第 7 条第 2 号及び第 4 号に規定する非公開情報を明らかにすることとなり、条例第 10 条に該当すると認められる。</p> <p>（条例第 7 条第 2 号（個人情報）該当性について） 本件請求文書の存在を前提にした場合に明らかなる警察による特定の個人に対する盗聴、尾行がなされたということは、まさに特定の個人に関する情報である。</p> <p>（条例第 7 条第 4 号（犯罪の予防、捜査等情報）該当性について） 警察による特定の個人に対する盗聴、尾行が「なされたこと」又は「なされなかったこと」が明らかになれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなる。 また、現に進行中の捜査活動に支障を及ぼすことはもとより、犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせることとなる。</p> <p>（自己情報の公開請求について） 情報公開請求制度は、広く県民に対し請求の目的の如何を問わず公開請求を認める制度であり、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、請求者が誰であるかは考慮されないものである。 したがって、本件請求文書が請求者本人に係るものであっても、そのことが条例第 10 条の該当性の判断を左右するものではない。</p>

- 5 審議経過 審査回数 8 回

(別 紙)
答申第25号

答 申 書

平成16年7月

石川県情報公開審査会

第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書について、その存否を明らかにしない決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年12月16日に「私に対する警察が行っている盗聴、尾行等について、その有無及び理由、内容、記録、指示書等のすべて」（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書の存否を答えること自体が、条例第7条第2号及び第4号により非公開とすべき情報を公開することになるとして、平成14年12月26日に公文書の存否を明らかにしない決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は平成15年1月17日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

4 諮問

石川県公安委員会は、平成15年2月3日に条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消し、本件請求文書の公開を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書、意見書及び当審査会における意見陳述等で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 警察法第2条第2項は、個人の権利、自由の干渉にわたる権限の濫用を厳に禁止しており、警察官職務執行法も同様に規定しているが、私に対して法律違反行為がなされていることは重大である。

イ 盗聴や尾行がプライバシーの侵害となるのは明白である。警察がそれを行うには相当

の理由があり、説明責任がある。相当の理由の判断を、誰が、どのような基準で行うのか、その手続はどのようなのかは、明確でなければならない。

ウ 非公開にすべき個人情報とは他人の個人情報であり、公開請求した本人の個人情報を非公開にする必要はない。

エ 警察が条例第7条第4号の適用を述べるのは、まさに犯罪者（その懸念者）の取扱いであり、秘密警察の思想で憲法の基本的人権尊重の民主警察との錯誤も甚だしい。公にすることが犯罪防止や警察力の発揮になるので、全面公開する姿勢でなければならない。

オ 警察の不祥事続発は本質転換を求めている。原則公開とは、警察情報も公開することであり、警察の目的に合致するものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

1 本件請求文書の内容について

本件請求文書は、特定の個人に対する警察の捜査活動等に係る公文書ということができ、当然のこととして特定の個人名はもとより個人に関する情報が含まれているほか、捜査活動等の事実又は内容に関する情報、あるいは捜査活動等の手段や方法等に関する情報も記録されていることとなる。

2 条例第7条第2号（個人情報）の該当性について

本件公開請求のごとく特定の個人が警察の捜査活動等の対象とされているか否かは、個人の名誉や信用に直接かかわる個人に関する情報であり、当該個人を識別することができる情報である上に、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号の非公開情報に該当することは明らかである。

3 条例第7条第4号（犯罪の予防、捜査等情報）の該当性について

特定の個人が警察の捜査活動等の対象とされているか否かは、捜査活動等の対象（又は方針、関心事項）等に関する情報であり、また、仮に特定の個人に対する捜査活動等が現に行われているとするならば、当該捜査活動等の手法、経過、結果等に関する情報が含まれる。

これらが明らかになれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなる。また、現に進行中の捜査活動に支障を及ぼすことはもとより、犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為等を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、同号に該当すると判断した。

4 条例第10条（公文書の存否に関する情報）の該当性について

特定の個人に関する警察の捜査活動等に係る公文書について公開請求が行われた場合は、

当該公文書の存否を答えるだけで、特定の個人に対して捜査活動等を行っているか否かの事実が明らかとなり、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することとなる。

また、捜査の手法、経過及び結果等に関する情報が明らかになるおそれがあり、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第4号に規定する非公開情報も公開することとなる。

更に、公益上特に当該情報を公開する必要があると認められる理由が存しないことから、本件公開請求に対しては同条を適用したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書の性格等について

本件公開請求は、審査請求人に対する警察の盗聴・尾行等の事実の有無を明らかにするとともに、現にそのような行為が行われているならば、その理由及び記録等すべての文書の公開を求めるものである。

実施機関の説明によれば、一般論として、犯人の逮捕や犯罪の証拠収集のために行う「尾行」などの捜査手法によって個々の事件の犯罪捜査が行われると、その過程において通常、刑事訴訟法等に基づき、被害届、実況見分調書、写真撮影報告書や鑑識活動結果報告書などの様々な捜査報告書が作成されることから、これらが本件請求文書に該当すると考えられる。

3 条例第10条の該当性について

条例第10条は、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。

公開請求に対しては、原則として、当該公開請求に係る公文書の存否を明らかにして公開決定等をすべきであるが、公文書が存在しているかどうかを答えるだけで、条例第7条各号に掲げる非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれる場合がある。

本件請求文書について、仮に、不存在と答えると、警察による特定の個人に対する盗聴、尾行がなされなかったこととなり、逆に、本件請求文書が存在することを前提として公開、非公開を答えると、警察による特定の個人に対する盗聴、尾行がなされたこととなるものである。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報」を最大限に保護するため、個人に関する情報の如何を問わず、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書を原則として公開しない旨規定している。

これは、個人のプライバシーについては、その内容及び範囲が個人によって異なり、法的にも社会通念上も必ずしも確立されていないものであるとの認識から、とりあえず特定の個人に関する情報であると明らかに判別できる場合はもとより、推認できる場合も含めて、個人に関する一切の情報は、原則として公開しないこととしたものである(いわゆる個人識別型)。

ただし、本来保護する必要のない情報までも非公開情報に含まれてしまう結果となることから、個人の権利利益保護の観点から非公開とする必要のないものや公益上公にする必要性の認められるものを非公開情報から除外すべきものとして類型化し、同号ただし書イ、ロ又はハに列挙している。

そこで、本件請求文書の存在を前提にした場合に明らかになる警察による特定の個人に対する盗聴、尾行がなされたということは、まさに特定の個人に関する情報であり、同号本文に該当する。

なお、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。

(2) 条例第7条第4号の該当性について

条例第7条第4号は、犯罪の予防、捜査等に代表される刑事法の執行を中心とする情報のうち、公にすることにより、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報が記録されている公文書を公開しない旨規定している。

警察による特定の個人に対する盗聴、尾行が「なされたこと」又は「なされなかったこと」が明らかになれば、捜査活動等の実態が露呈されることとなる。

また、現に進行中の捜査活動に支障を及ぼすことはもとより、犯罪行為を企図している者等において、犯罪行為を潜在化、巧妙化させるなど捜査活動等に対する対抗措置を講じさせることとなり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、同号に該当すると認められる。

(3) 本件請求文書について

以上のことから、本件請求文書が存在するか否かを答えることは、条例第7条第2号及び第4号に規定する非公開情報を明らかにすることとなり、条例第10条に該当すると認められる。

なお、審査請求人は、個人情報とは他人の個人情報であり、当人の個人情報とは本質的に違うものであると主張するが、条例に定める情報公開請求制度は、広く県民に対して目的の如何を問わず公開請求を認める制度であり、公開・非公開の判断に当たっては、本人からの自己情報についての公開請求である場合も含め、請求者が誰であるかは考慮

されないものである。

したがって、本件公開請求に係る公文書が審査請求人本人に係るものであっても、そのことが条例第10条の該当性の判断を左右するものではないと認められる。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人が、審査請求書及び理由説明書に対する意見書の中で主張しているその他の意見等については、本件を審査するに当たって、直接関わりのあるものとは認められない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
1 5 . 2 . 3	○ 諮問を受けた。(諮問案件第42号)
1 5 . 3 . 2 4	○ 石川県公安委員会から理由説明書を受理した。
1 5 . 4 . 2 4	○ 審査請求人から意見書を受理した。
1 5 . 8 . 7 (第104回審査会)	○ 事案の審議を行った。
1 5 . 9 . 1 9 (第105回審査会)	○ 事案の審議を行った。
1 5 . 1 0 . 1 0 (第106回審査会)	○ 審査請求人から意見を聴取した。
1 5 . 1 1 . 2 1 (第107回審査会)	○ 事案の審議を行った。
1 5 . 1 2 . 2 5 (第108回審査会)	○ 実施機関(警務部広報相談課)から非公開理由を聴取した。
1 6 . 2 . 2 6 (第109回審査会)	○ 事案の審議を行った。
1 6 . 5 . 2 7 (第112回審査会)	○ 事案の審議を行った。
1 6 . 6 . 3 0 (第113回審査会)	○ 事案の審議を行った。